

















当該相談者の不利益になることはない旨主張するが、上記のとおり、該当部分には記載された相談の内容から相談者が推知できる情報が含まれており、特に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇との関係では、相談の内容は個人情報として保護の要請が大きい情報であると考えられるから、これを開示しても相談者の不利益にならないとはいえない。

また、上記(4)の部分以外に記載された情報は、相談者が相談した内容を具体的に記載したものである。相談者は、その相談内容を記録した文書等が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に開示されるとは通常考えていないから、これを開示すると、当該事案又は将来の同種相談事案において、詳細、率直な所感等を述べて相談することや相談することそのものを躊躇、萎縮させるおそれがあるものと認められる。したがって、上記(4)の部分以外に記載された情報を開示することによって、〇〇〇〇〇〇苦情相談業務に対する相談者の信頼を害することになり、同業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、該当部分の情報は、法第78条第1項第7号の不開示情報に該当する。

よって、上記(4)の部分以外に記載された情報は、法第78条第1項第2号又は同項第7号本文に該当するから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(6) 以上のことから、実施機関が全部不開示とした〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇苦情相談表のうち、「受付日時」、「受付方法」、「5〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、「6〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」及び「相談員の氏名」の各欄に記載されている情報並びに同相談表の様式として定められている部分(各欄の見出し等の部分)については開示すべきである。

その他の部分について実施機関が不開示としたことは妥当である。

### 3 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右しない。

## 第7 答申に関与した委員

| 区分   | 氏名     | 職名            |
|------|--------|---------------|
|      | 小野寺 倫子 | 秋田大学教育文化学部准教授 |
| 会長   | 面山 恭子  | 弁護士           |
| 会長代理 | 加藤 謙   | 弁護士           |
|      | 佐々木 俊幸 | 弁護士           |

※別紙省略